

広島県公安委員会規程第1号

広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月6日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程の一部を改正する規程

広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程（平成14年広島県公安委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「委員会」を「公安委員会」に、「委員会の文書等」を「公安委員会の文書等」に改める。

第2条から第5条までの規定、第7条第1項第5号及び第9条中「委員会」を「公安委員会」に改める。

第10条中「委員会」を「公安委員会」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、広島県行政手続条例（平成7年広島県条例第1号）又は広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）に基づき閲覧又は写しの交付が必要と認める場合 閲覧又は写しの交付

附 則

この公安委員会規程は、令和5年4月1日から施行する。